

2021年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 日本シビックコンサルタント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 亨
問合せ先 取締役執行役員企画管理部長 齊藤 明
(TEL 03-5604-7500)

当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社が大阪府より提起されていた損害賠償請求訴訟につきまして、2021年 3 月 26 日に、大阪地方裁判所から判決の言渡しを受けましたので、お知らせいたします。

1. 本件訴訟を提起した者（及び訴えを変更した者）の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称：大阪府
- (2) 住所：大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号
- (3) 代表者：大阪府知事 松井 一郎（訴訟提起及び訴え変更当時）

2. 訴訟の経緯及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の経緯

大阪府は、2014年 6 月 19 日付けで、当社に対して、シールドトンネル詳細設計案件における不法行為責任を理由として損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）を大阪地方裁判所に提起し、また、2016年 2 月 29 日付けで、関連する工事区間の事業費が追加対策工事により増加したことを理由として、本件訴訟において請求金額を増額する変更をしました。

当社に不法行為はなく損害賠償責任はないものと判断して争ってきました。

(2) 請求金額（訴え変更後）

金6,189,741,835円及びうち金6,189,677,396円に対する2008年 3 月 29 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員

3. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：大阪地方裁判所
判決日：2021年 3 月 26 日

4. 判決内容の要旨

被告（当社）は、原告（大阪府）に対し、金220,743,719円及びうち金194,295,318円に対する2014年 8 月 20 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。

5. 今後の見通し

今後、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議・検討のうえ対応を決定いたします。

以 上